

○対象地域
館山市内全域

○対象農用地

次の要件に該当する農業振興地域の農用地であることが条件となります。

- ①田は 1/20 以上、畑は 15 度以上の急傾斜農用地。
- ②田は 1/100 以上、畑は 8 度以上の緩傾斜農用地。
- ③ 5 年間の最低限の農業生産活動の実施。
- ④集落においては、農業振興地域の農用地区域内 1 ha 以上の一団の農用地。
(ただし、共同取組活動が行われる農地であれば、1 ha 未満の団地や飛地等でも複数の団地面積の合計が 1 ha 以上あれば可)
- ⑤個人においては、上記①または②の要件を満たす農用地を有する者と最低 5 年以上の利用権設定等を締結、もしくは締結予定の農用地。

○対象行為

協定に基づき 5 年間以上の継続される農業生産活動など。

農業生産活動とは、耕作及び適切な農用地の維持管理や水路、農道等の管理及び多面的（公益的）機能を増進する活動をいいます。

○対象者

- ①集落協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動等を行う者。

ただし、交付金の申請等は集落の代表者が行い、交付金の用途としては原則的に 1/2 以上を農家の方々に個人配分していただくこととしておりますが、協定の内容によっては集落の共同取組活動に充てることも可能です。

- ②個別協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者。

※ただし、上記対象者には、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労一人当たりの平均所得を上回る者を除きます。

○交付単価

10 a 当たりの交付単価は下記のとおりです。

協定に基づき、5 年以上継続される耕作放棄の防止や水路、農道の管理活動など国土保全機能を高める活動や自然生態系の保全に資する取り組みなど、公益的機能を増進する活動には 8 割単価となります。

これらの上記の活動に加え、生産性・収益性向上、担い手育成、多面的機能の発揮、集落営農組織化、担い手を集積化する活動には通常単価となります。

ただし、耕作放棄地の発生など、協定に違反した場合には、協定締結初年度に遡り交付金の返還となります。

地 目	区 分		通常単価	8 割単価
田	急傾斜	1/20 以上	21,000 円	16,800 円
	緩傾斜	1/100 以上 1/20 未満	8,000 円	6,400 円
畑	急傾斜	15 度以上	11,500 円	9,200 円
	緩傾斜	8 度以上 15 度未満	3,500 円	2,800 円

○令和５年度の実施状況

令和５年度の実施状況は、集落協定を締結した集落が神余地区の加藤集落、久所集落、鴨田集落、畑中集落、九重地区の滝ノ谷集落、水岡集落、横枕集落、田辺集落です。個別協定については２協定ありました。詳細については下記のとおりです。

	協定名	農家戸数	面積（㎡）			金額（円）			協定による農業生産活動実施状況
			急傾斜	緩傾斜	合計	急傾斜	緩傾斜	合計	
《集落協定》	加藤	42	0	71,417	71,417	0	457,029	457,029	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	久所	28	0	96,140	96,140	0	615,232	615,232	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	鴨田	9	0	21,778	21,778	0	139,365	139,365	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	畑中	10	0	31,619	31,619	0	202,342	202,342	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	滝ノ谷	15	0	72,742	72,742	0	454,982	454,982	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・鳥獣被害を防止するための活動 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	水岡	7	0	22,039	22,039	0	141,045	141,045	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	横枕	26	0	149,062	149,062	0	948,754	948,754	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・鳥獣被害を防止するための活動 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	田辺	20	0	132,979	132,979	0	851,037	851,037	・農用地の適正な維持・管理 ・水路及び農道等の共同管理 ・鳥獣被害を防止するための活動 ・農地と一体となった周辺林地の整備
	小計	157	0	597,776	597,776	0	3,809,786	3,809,786	
《個別協定》	A	1	0	2,973	2,973	0	23,784	23,784	・農用地の適正な維持・管理
	B	1	1,772	34,099	35,871	37,212	272,792	310,004	・農用地の適正な維持・管理
	小計	2	1,772	37,072	38,844	37,212	296,576	333,788	
	合計	159	1,772	634,848	636,620	37,212	4,106,362	4,143,574	